

デジタル田園都市国家構想交付金活用事業の効果検証について

1. デジタル田園都市国家構想交付金について

「デジタル田園都市国家構想交付金」は、地方創生に資する取組や拠点施設の整備、デジタル技術を活用した地域の課題解決に資する取組などを支援する国の交付金です。

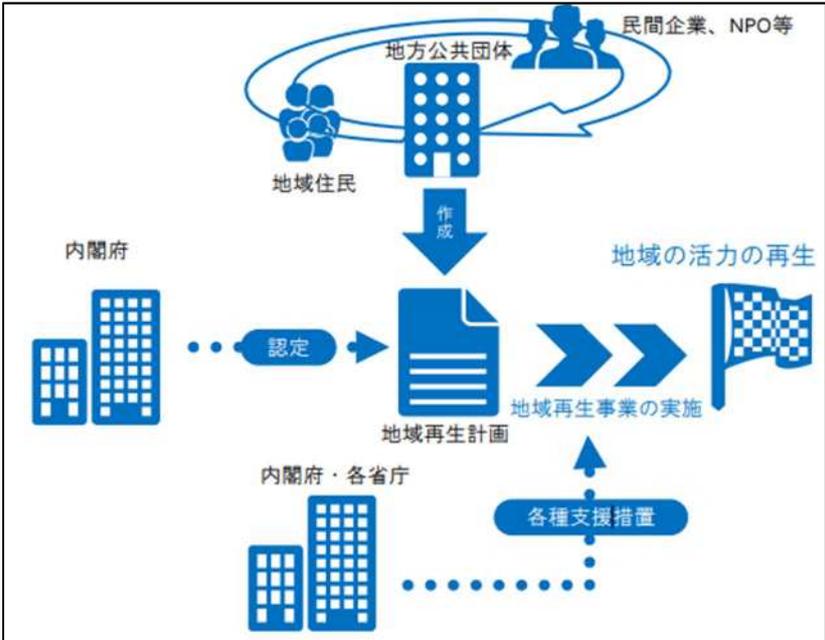
地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を対象とし、交付を受けるには、地方版総合戦略に記載された事業を盛り込んだ「地域再生計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。

<参考> 地域再生制度について

地域再生制度は、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものです。

地方公共団体は、「地域再生計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、当該地域再生計画に記載した事業の実施にあたり、財政、金融等の支援措置を活用することができます。

○地域再生制度のイメージ図



2. 本市のデジタル田園都市国家構想交付金活用事業について

事業名	交付金の区分	期間
公共交通サービスと高齢者等のお でかけ促進を一体的に推進する 「チョイソコかかみがはら」事業	地方創生推進タイプ	令和2年度～ 令和5年度
空宙博を核とした「まちの賑わい」 創出事業	地方創生推進タイプ	令和2年度～ 令和5年度
保護者等のための保育所 ICT 化 事業	デジタル実装タイプ TYPE1	令和5年度
GIS 活用による道路台帳データ 公開事業	デジタル実装タイプ TYPE1	令和5年度

3. 効果検証の目的

交付金事業を実施する地方公共団体は、デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱第11「効果の検証」の規定により、事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標：KPI）を設定し、その達成状況について効果検証に努めることとされています。

本市では、市内の自己評価のほか、外部有識者等で構成する「しあわせ実感かかみがはら地方創生懇話会」による意見聴取をもって、その効果検証としています。

4. 各事業の効果検証について

各事業の効果検証は、別紙資料4-2のとおりです。